

資料 4

「合法木材等普及推進」顕彰規程（概要） （平成20年9月〇日制定）

1 趣旨

違法伐採問題は、地球規模での環境保全、持続可能な森林経営の推進にとって極めて重要な問題であり、日本政府は、平成17年7月のG8グレンイーグルズ・サミットでの議論を踏まえ、グリーン購入法に基づき政府調達の対象を合法性、持続可能性が証明された木材とする措置を平成18年4月に導入したところである。

このため、社団法人全国木材組合連合会（以下「全木連」という）は、合法性、持続可能性が証明された木材・木材製品を大量に供給若しくは利用し又は合法性、持続可能性の証明体制の整備に当たり顕著な功績を有し、若しくは合法性、持続可能性が証明された木材・木材製品の利用の意義等について積極的に紹介等を行った事業者（団体等を含む）に対して、林野庁が行う「違法伐採対策」への貢献や協力について感謝の意を表するため感謝状を贈呈することとする。

2 顕彰部門

感謝状の贈呈は、客観的かつ適正な基準に基づいて公正に行うこととし、合法性、持続可能性の証明された木材・木材製品の供給とその普及に取り組んだ合法木材等供給部門、合法木材等の利用拡大に貢献した合法木材等利用部門の2部門を設け、それぞれ林野庁長官、全木連会長、違法伐採総合対策推進協議会会長の感謝状を贈呈する。

3 感謝状の対象者

(1) 合法木材等供給部門

ア. 合法木材等供給事業者

対象者は、団体によって認定されるなどの合法木材等供給事業者のうち、合法木材等を積極的に供給するとともに、原料供給側・川下側に対して積極的に普及推進を図っている事業者であって、一定の基準を満たすものとする。

イ. 合法木材等認定団体

対象者は、合法木材等供給事業者認定団体のうち、会員に積極的に普及を図

ると共に、利用者に対し合法木材等の普及に積極的に取り組んでいる団体であって、一定の基準を満たすものとする。

(2) 合法木材等利用部門

対象者は、地方自治体、調達企業等のうち、合法木材・木材製品を積極的に購入し、合法木材等の普及に積極的に取り組んでいるものであり一定の基準を満たすものとする。

4 感謝状贈呈の仕組み

(1) 認定事業者又は認定団体等は、前記3に該当するものがあるときは全木連会長に対して申請するものとする。

(2) 全木連会長は、感謝状の対象者について、所要の審査を行い、感謝状の贈呈者を選定するものとする。

ただし、林野庁長官感謝状に該当するものについては、林野庁長官に対して申請するものとする。